第２　その他の改正

修正案

１　オンライン結合を用いた個人情報の提供（条例第８条関係）

|  |
| --- |
| オンライン結合を用いた個人情報の提供については、これまでの実施機関における運用状況を踏まえ、一定の場合において本審議会の意見聴取の対象外とする規定を設けることが適当である。 |

（説明）

○　オンライン結合を用いた個人情報の提供については、事務の効率化につながる反面、一方が保有する個人情報を他方が必要に応じ引き出せるため、その取扱いの如何によっては個人に不利益を与える可能性が高いことから、本審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認める場合を除いて禁止されている。

一方で、行政機関個人情報保護法においては、目的外利用及び提供の制限規定は設けているものの、オンライン結合を用いた個人情報の提供に関する規定は設けられていない。これは、ＩＴを活用した個人情報の利用の拡大は、多様化する行政需要に対応した行政サービスの向上や行政運営の効率化に大きく寄与しており、個人情報の流通に限り物理的な結合を禁止することは、実態に則さず合理性に欠くとし、むしろ重要な点は個人情報をみだりに利用・提供させないことであるとの考えによるものである。

　○　オンライン結合を用いた個人情報の提供については、未だその取扱いの如何によっては個人に不利益を与えるおそれがあることから、引き続き本規定を存続させるべきであるが、オンライン結合により本人に個人情報を提供する場合や法令等に基づく場合等にあっては、これまでの運用を踏まえ、本審議会の意見聴取の対象外とすることが適当である。

　○　本審議会の意見聴取の対象外とするもの及びその理由については次のとおりである。

　　・　本人同意があるとき又は本人に提供するとき

　　本人同意があるとき又は本人に提供するときにあっては、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるため。

・　法令又は条例の規定に基づくとき

　　法令又は条例にオンライン結合による個人情報の提供が定められており、それに基づき提供を行う必要があるため。

・　他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供するとき

　　行政機関等への提供であり、公益上の必要性がより高く、行政上の必要があると認められるため。

・　出版、報道等により公にされているものを提供するとき

　　既に公にされているものについては、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるため。

・　個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

　　　　行政上の必要性や緊急性がより高いと認められるため。

○　なお、オンライン結合を用いた個人情報の提供は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認める場合に限られており、その適用について判断が難しい場合にあっては、本審議会に意見を聴くことが必要である。

○　また、意見聴取の対象外となるオンライン結合を用いた個人情報の提供について、審議会において適正に運用がなされていることを確認するため、当面の間、運用状況を報告されたい。